

耐震診断・改修費用の一部を補助します

建設課都市計画係 ☎282-1312

町では、建築物の耐震化を促進するために、耐震診断と耐震改修に必要な費用の一部を予算の範囲内で補助します。

●募集期間 7月1日(金)～8月31日(金)

	対象建築物	補助率	補助額(上限)
耐震診断	戸建て木造住宅 (1) 御船町内に所在する戸建木造住宅で、現に居住しているもの (2) 在来軸組構法によって建築された地上階数が2以下のもの (3) 昭和56年5月31日以前に着工したもの (4) 昭和56年6月1日以降に増築した部分の床面積が延べ床面積の2分の1以下のもの (5) 原則として、建築基準法に係る違反がないもの (6) 過去に本要綱に基づく補助金の交付を受けていないもの	補助対象経費の2/3以内	8万8千円
耐震改修	戸建て木造住宅 (1) 御船町内に所在する戸建木造住宅で、現に居住しているもの (2) 在来軸組構法によって建築された地上階数が2以下のもの (3) 昭和56年5月31日以前に着工したもの (4) 過去に本要綱に基づく補助金の交付を受けていないもの (5) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満(倒壊する可能性がある、または倒壊する可能性が高い)と評価されたもの	補助対象経費の1/2以内	60万円

戦没者等のご遺族の皆さまへ

第十回特別弔慰金が支給されます

福祉課社会福祉係 ☎282-1342

戦没者等の死亡当時の遺族で、平成27年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者等の妻や父母等)がいない場合、第十回特別弔慰金として、額面25万円、5年償還の記名国債が支給されます。

詳しくは、役場福祉課社会福祉係(⑧番窓口)まで、お問い合わせください。

●次の順番による優先順位で遺族お一人に支給されます。

- 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- 戦没者等の子
- 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- ①～③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関

係を有していた人に限ります。

- ⑤. 請求者の印鑑および代理人の場合は代理人の印鑑もご持参ください。

●請求期限 平成30年4月2日まで

●特別弔慰金請求受付日程と()内は対象地区

- 8月3日(金) (大字滝尾、大字水越)
- 8月4日(土) (大字七滝、大字上野、大字田代)
- 8月5日(日) (大字御船、大字滝川、大字辺田見)
- 8月6日(月) (大字木倉、大字高木)
- 8月7日(火) (大字小坂、大字豊秋、大字陣)

●受付場所・時間

- 役場1階第一会議室・9時～16時
※前回受給者(第8回・第9回)が来庁し申請する場合と新たに申請者となられる方、また代理申請をされる人の場合で、待ち時間が異なりますので時間に余裕をもってご来庁ください。
※対象地区当日来れない場合は、その翌週からも常時受け付けます。

新しい後期高齢者医療保険証を郵送します

町民保険課保険係 ☎282-1113

現在の後期高齢者医療保険証(水色)の有効期限は平成27年7月31日です。

新しい保険証(黄色)は7月中旬に郵送しますので、8月1日からは新しい保険証を持って、医療機関を受診してください。

また、水色の保険証は8月1日を過ぎたら各自で厳重に処分してください。

ただし、保険料に未納がある人には保険証を郵送できません。納め忘れがないかをご確認ください。

●限度額適用・標準負担額減額認定証も新しくなります。

「限度額適用・標準負担額減額認定証(水色)」の有効期限も7月31日です。

すでに認定証をお持ちで、引き続き対象となる非課税世帯の人には、新しい認定証(黄色)を保険証と一緒に郵送します。

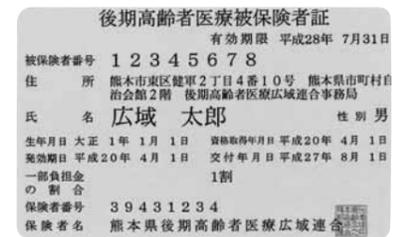
◆限度額適用・標準負担額減額認定証の新規手続き

平成27年度の住民税が非課税の世帯で、新たに認定証が必要となった人は、申請手続きが必要です。①保険証②印鑑を持ち、町民保険課保険係の窓口で手続きを行ってください。

●保険料額をお知らせします

平成27年度の後期高齢者医療保険の保険料額決定通知を7月中旬に郵送します。

保険料は均等割額(全員にかかる保険料)と所得割額(所得に応じてかかる保険料)で計算しています。



廃プラスチックを回収します

農業振興課農林企画係 ☎282-1607

産業廃棄物となる農業用廃プラスチックを8月と11月に回収します。

収集の際は、リサイクルができるよう、塩化ビニール、ポリオレフィン系、ポリスチレンと材質別に分別してからお持ちください。

分別のほかにも、劣化したものや焼けた部分は取り除き、再生に向くものと向かないものに選別してから、梱包してください。

- 収集日** 8月20日(金)・21日(土) 8時～11時
11月12日(金)・13日(土) 13時～15時
※収集1日目・ポリ、その他資材
2日目・ビニール、劣化したもの

●**収集場所** 上益城農協本所カントリー横

フィルムの梱包方法 リサイクルが出来るように分別回収を徹底しましょう!

①泥やゴミを落とす

農ビ
ビニールフィルム
同じビニールで縛る

②フィルムを両側から折り、つづら折りにする(端目加工しているフィルムは、透明以外の端目部分は切り取る)

農ポリ
ポリフィルム
PO系フィルム
(同じフィルムで縛る)
その他のポリ
(灌水チューブ・ポリマルチ)

③同じ種類のフィルムで3カ所を縛る

肥料袋
色別に分けて、たんで縛っておく

※処理費用は農家の皆さんの負担となります
 農業用ポリフィルム 1*あたり 15円
 農業用ビニール 無料
 劣化ビニール 1*あたり 15円